

# 第4次北海道食育推進計画（素案）

## 計画の構成

### 第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨・目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

### 第2章 3次計画の進捗状況

- 1 3次計画の進捗状況

### 第3章 北海道の食育の現状と課題

- 1 北海道の食育の現状と課題

### 第4章 食育の推進方針

- 1 食育のめざす姿
- 2 食育推進の視点
- 3 基本方針と取組の柱

### 第5章 推進施策

- 1 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進
- 2 「食」に関する理解を深める食育の推進
- 3 本道の食育推進体制の強化
- 4 数値目標（指標） ※調整中
- 5 ライフステージに応じた食育のポイント ※調整中

### 第6章 計画の推進体制

- 1 関係者の役割分担
- 2 全道的な推進体制
- 3 地域における推進体制

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨・目的

- 道では平成17年に「北海道食育推進行動計画」、平成21年に「第2次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）、平成26年に「第3次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を作成し、本道の食育を総合的に推進
- 現計画（第3次北海道食育推進計画）が平成30年度で計画期間を満了することから、引き続き、北海道の食育を総合的に推進するため、食育をめぐる情勢の変化や課題等を踏まえ、第4次北海道食育推進計画を策定

### 2 計画の位置付け

- 「北海道食の安全・安心条例」に規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画
- 「食育基本法」に規定する都道府県食育推進計画に位置付け

### 3 計画の期間

- 平成31年度から35年度までの5年間

## 第2章 3次計画の進捗状況

### 1 3次計画の進捗状況

3次計画で設定した19の指標の進捗状況は次のとおり

- (1) 目標を達成した指標  
「北海道米の道内食率」など3指標
- (2) 目標対比で80%以上の指標  
「女性の肥満者の割合（40代～60代）」、  
「学校給食における地場産物の活用状況」 など10指標
- (3) 目標対比で80%未満の指標  
「栄養バランスの改善（野菜の摂取量）」、  
「食育推進計画作成市町村数」 など6指標

## 第3章 北海道の食育の現状と課題

### 1 北海道の食育の現状と課題

- (1) 高齢者人口は全国的に増え続けているが、北海道は、高齢者の比率や高齢者世帯の比率（高齢者夫婦のみ及び高齢者単身）が全国平均より高く、今後も上昇が見込まれており、健康づくりに向けた高齢者に対する食育の重要性は増している。
- (2) 道民の食生活は、野菜、果物の摂取量が少なく、児童生徒が毎日朝食を食べている割合が全国平均より低いほか、食育への関心も減少傾向にある。
- (3) 環境に配慮した食育の一環として、食品ロスの削減に向けた普及啓発の重要性が増している。
- (4) 地域の食育を担うボランティアや農林漁業の体験施設などの担い手が高齢化などにより減少している。
- (5) 栄養教諭の配置定数に対する任用率は98.8%とほぼ充足しているが、学校における組織的な食育推進体制が十分ではないといった課題がある。

## 第4章 食育の推進方針

### 1 食育のめざす姿

北海道の食育がめざす姿を設定し、共有します。

**【めざす姿】「食」の力で育む心と身体と地域の元気**

### 2 食育推進の視点

- 「多様性」－ 食育は、道民一人一人の健康づくりにとどまらず、「食」を産み出す産業、環境、文化といった多様な分野とかかわるもの
- 「地域性」－ 食育の取組は身近な食材や生産現場、食文化などに触れながら行われ、各地域で個性をいかした特徴的な食育が進み、受け継がれることで、地域の豊かさを支えることにつながるもの
- 「継続性」－ 食育は食に関わる課題解決にとって重要な取組。食の課題は、社会経済構造や国民の意識の変化に起因するもので、短期間に問題を解決することは困難であり、取組を継続的に進めることが必要
- 「社会性」－ 高齢化の進展、SDGsの推進、東京2020オリパラの開催など、社会情勢の変化や世界的な課題等に対応し、効果的な食育の取組を進めることが必要

### 3 基本方針と取組の柱

「めざす姿」を実現するため、「健全な食生活」、「食への理解」、「食育推進体制の強化」をキーワードに次の3つの基本方針を設定し、各基本方針に取組の柱を立て、取組を進める。

#### 【基本方針1】 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

食育基本法に掲げる食育とは、「健全な食生活を実践できる人間を育てる」ことであり、栄養バランスの取れた食生活や正しい食習慣を実践することは、食育の根幹をなすものであることから、子どもから高齢者まで生涯を通じて、心身の健康を支える「健全な食生活の実践」を目指す基本方針を設定し、その下に3つの取組の柱を設定

#### 【取組の柱】

- (1) 栄養バランスを考えた食事を実践する
- (2) 基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい食生活を実践する
- (3) 高齢者の健康推進を強化する

#### 【基本方針2】 「食」に関する理解を深める食育の推進

道民一人一人が食の生産から消費に至る幅広い段階において、食の循環や環境、地域との関係など様々な視点からの理解と正しい知識を得ることが重要なため、「食への理解を深める」ことを目指す基本方針を設定し、その下に4つの取組の柱を設定

#### 【取組の柱】

- (1) 食と環境の関係を考え、行動する
- (2) 地域の食を知り、伝える
- (3) 地産地消の意義を知り、実践する
- (4) 食に関する情報を正しく理解する

#### 【基本方針3】 本道の食育推進体制の強化

地域の食育を担うボランティアや農林漁業の体験施設などの担い手が高齢化などにより減少しているなか、既存の基盤や人材の更なる活用により担い手の確保を図るなど、食に関わる多様な関係者との連携を強化していくことが重要であることから、「推進体制の強化」を目指す基本方針を設定し、その下に3つの取組の柱を設定

#### 【取組の柱】

- (1) 農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する
- (2) 食育を進める人材を育成・活用する
- (3) 食育を推進する基盤づくりを進める

## 第5章 推進施策

基本方針	取組の柱	主な取組
心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進	栄養バランスを考えた食事を実践する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期からの食育の推進</li> <li>・食生活に関する正しい知識の普及や栄養成分表示の店の登録推進</li> <li>・学校給食を活用した食に関する指導の充実</li> <li>・スポーツと食の関わりにおける食育や栄養学教育の推進</li> </ul>
	基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい食生活を実践する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早寝早起き朝ごはん運動の推進</li> <li>・生活習慣病の予防と改善</li> </ul>
	高齢者の健康推進を強化する 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携した高齢者向けの普及啓発</li> <li>・歯・口腔の健康づくりの推進</li> </ul>
「食」に関する理解を深める食育の推進	食と環境の関係を考え、行動する 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスの削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」の推進 ※国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)のターゲット12.3に対応</li> <li>・クリーン農業や有機農業に対する理解の促進</li> </ul>
	地域の食を知り、伝える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体との連携による農林漁業体験の推進</li> <li>・栄養教諭の体験的活動の促進</li> </ul>
	地産地消の意義を知り、実践する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの開催などによる地産地消の促進</li> <li>・学校給食への地場産物の積極的な導入</li> </ul>
	食に関する情報を正しく理解する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示や道の制度等に関する普及啓発</li> </ul>
本道の食育推進体制の強化	農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する【重点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進ネットワークの強化</li> </ul>
	食育を進める人材を育成・活用する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭等に対する研修の実施</li> <li>・北海道食育推進優良活動表彰の実施</li> </ul>
	食育を推進する基盤づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、民間団体等が実施する取組への支援</li> <li>・市町村食育推進計画の作成促進</li> </ul>

## 第6章 計画の推進体制

### 1 関係者の役割分担

#### (1) 家庭

- 食生活の基本となる家庭での食育が重要であるとの認識を持ち、子どもの食への関心を高めるとともに、栄養バランスのとれた規則正しい食生活の実践に努める。
- 学校や保育所、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加するとともに、食の大切さ、地産地消や「旬」の食品の選び方、調理方法を学び、子どもに伝えるよう努める。

#### (2) 市町村

- 食育を推進するための基盤（組織、計画等）作りに努めるとともに、地域の関係者と連携、協働し、地域の特性を生かした取組の実施に努める。
- 地域の食育の担い手を育成するとともに、食育に取り組む地域住民等への支援に努める。

#### (3) 学校等

- 小中学校では給食の時間、家庭科や総合的な学習の時間等、学校教育全体を通じて食育を組織的・計画的に推進する。
- 幼稚園や保育所では子どもたちが食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つよう、食育を推進する。
- 学校給食での地場産物の活用を促進する。

#### (4) 保健・医療・福祉関係者

- 食育の重要性について情報提供や普及啓発に努める。
- 栄養バランスや生活習慣病と食の関わりなどについて地域での指導に努める。

#### (5) 食生活改善関係者・消費者団体・NPO法人

- 食品表示の正しい理解や安全な食品の選び方、調理方法や食文化の継承などについて、地域での指導や相談に努める。
- 食育講座や料理教室などの開催を通じて食育の普及啓発に努める。

#### (6) 農林水産業者、食品関連事業者、関係団体等

- 多様な体験や見学の機会を提供し、食に関する関心と理解の増進に努める。
- 安全で品質の高い食品を提供するとともに、調理方法や栄養バランスなどの情報提供に努める。
- 地域で受け継がれた郷土料理や食文化の継承について指導や相談に努める。

### 2 全道的な推進体制

(1) 食育に関わる全道の様々な団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」において情報を共有するとともに、それぞれの取組についての連携を進め、より効果的、効率的に食育の取組を進める。

(2) 道においては、食育コーディネーターなどの有識者や食育実践者から意見を伺いながら、庁内の関係部局からなる連絡会議などを活用し、連絡調整や計画の進捗状況の点検を行い、食育に関する施策を総合的・計画的に推進する。

### 3 地域における推進体制

(1) 地域の特性を生かした施策の立案・実施を担う市町村が中心となり、推進体制を整えながら、学校や生産者などの食関連産業関係者、消費者団体などが連携して食育に取り組む。

(2) 総合振興局・振興局段階においては「食育推進ネットワーク」を活用し、地域における食育の情報を共有するとともに、市町村や関係団体とも連携した取組を進める。